

「湘南のでんき冬の節電チャレンジ参加規約」

2022年12月1日制定

1. 目的

湘南のでんき冬の節電チャレンジ参加規約(以下、「本規約」といいます。)は湘南電力(以下、「当社」といいます。)が主催する「湘南冬の節電チャレンジ」(以下、「本プログラム」といいます。)に関する取扱いを定めたものです。

2. 本プログラムの内容

本規約に同意の上、適用条件等を満たしたお客様に対して、本規約「8.特典内容」に定める通り、「節電プログラム参加特典」を付与します。また、節電達成者を対象に「節電達成特典」の抽選を行います。なお、「節電プログラム参加特典」の付与は、経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の補助金事業に基づき行うものであり、経済産業省が助成するポイントを当社が参加者に付与するものです。

3. 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本規約においても同様の意味で使用します。また、次の言葉は、この規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 参加者

本規約に同意の上、適用条件等を満たしたお客様のうち本プログラムエントリー期間に参加フォームより参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したお客さまをいいます。

(2) 節電プログラム参加特典

2022年度経済産業省が実施する「電気利用効率化促進対策事業」の補助金事業に基づき当社が実施付与する本プログラム参加特典ポイントをいいます。

(3) 節電達成者

本プログラムの参加者で、2023年2月検針分の電気使用量が基準値を下回ったお客さまをいいます。

(4) 節電達成特典

節電達成者の中から、本規約に定める抽選規定に則り選ばれた節電達成者に送られる特典をいいます。

(5) 節電達成の算定の対象となる期間

電気需給約款に定める2023年1月検針日から2023年2月検針日の前日まで(2023年2月検針分)の電気のご使用期間をいいます。

4. 適用期間

- (1) 本プログラムのエントリー期間は、2022年12月に当社のホームページ上で本プログラムの概要を発表した日から2022年12月28日(水)17:00までとします。
- (2) 節電達成の算定の対象となる期間は、電気需給約款に定める2023年1月検針日から2023年2月検針日の前日まで(2023年2月検針分)の電気のご使用期間といたします。

5. 適用条件

当社は、お客さまが以下のすべての条件を満たした場合に、本プログラムを適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 本規約(別紙1を含みます。)に同意の上、本プログラムエントリー期間に参加フォームより参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
なお、お申込みに対する当社の承諾は、参加フォームよりお申込み後、当社からお送りする自動返信メールをもって承諾したものとします。
ただし、お申込み内容等に不備がある場合で、お申込み後に当社からご連絡をさせていただく場合はこの限りではありません。
- (2) 当社のマイページに登録していること
- (3) 個人情報を経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の事務局に提供すること等、次の同意事項すべてに同意していただくこと。

<同意事項>

- ・ 需給契約に係る全ての個人情報(需給契約名義、住所、電話番号、契約番号、供給地点特定番号等)を経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の事務業務に必要な範囲で電気利用効率化促進対策事務局へ提供すること。
 - ・ 不正に特典を取得した可能性があると電気利用効率化促進対策事務局が判断した場合に、本プログラムの主催者である当社を通じて参加状況等の確認依頼に速やかに応じること。
 - ・ 不正に特典を取得したことが発覚した場合、当社から特典相当額の返還要請を受けた際は速やかに返還に応じること。
- (4) 本プログラムの参加お申込み時点から2月検針日までの間、当社と対象の電気料金メニューでご契約を継続していること。
 - (5) 当社の電力需給開始日が2022年12月28日(水)以前であること。
 - (6) 有効なメールアドレスを登録していること。
また、当社から送付したメールの内容をお客さまが確認できること。
 - (7) 過去、経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の補助金事業を通じて特典を受けていないこと。

※別紙1第2条参照：「電気利用効率化促進対策事業」を通じての特典付与は1回限りとなります。引越した場合や小売電気事業者等を変えた場合など、複数の小売電気事業者等を通じて、重複でお申し込みをされた場合、特典付与の対象外となります。

6. 対象電気料金メニュー

- (1) 湘南のでんき電灯 B、湘南のでんき電灯 C、湘南のでんき動力、湘南のガスとでんき電灯 B、湘南のガスとでんき電灯 C、湘南のオール電化電灯 B、湘南のオール電化電灯 C、
- (2) 高圧プラン全メニュー

※各府省庁及び各府省庁所管の独立行政法人は本事業の特典の付与の対象外です。

※公衆街路灯、太陽光発電設備用のパワーコンディショナ等の節電の余地が想定されない契約に関しては、対象外となります。

7. 特典付与の対象

本サービスへ参加した者については、下記のとおりを特典付与の対象とする。

契約区分	参加単位		支援内容
	個人	法人	
低圧 6.(1)	需要地点単位	需要地点単位	参加表明に対して 2000 円分
高圧 6.(2)	需要地点単位	法人単位	参加表明に対して 20 万円分

- (1) 6.(1)については当社の本プログラムへ参加申込まいただいた電気需給契約の「需要場所ごと」に、本規約「8.特典内容」で定める「節電プログラム参加特典」を付与します。
- (2) 6.(1)については当社の本プログラムへ参加申込まいただいた電気需給契約の「需要場所ごと」に、本規約「8.特典内容」で定める「節電達成特典」の抽選を行います。
- (3) 6.(2)については当社の本プログラムへ参加申込まいただいた電気需給契約の個人の場合は「需要場所ごと」、法人の場合は「法人単位ごと」に、本規約「8.特典内容」で定める「節電プログラム参加特典」を付与します。
- (4) 6.(2)については当社の本プログラムへ参加申込まいただいた電気需給契約の個人の場合は「需要場所ごと」、法人の場合は「法人単位ごと」に、本規約「8.特典内容」で定める「節電達成特典」の抽選を行います。
- (5) ただし、この要件を満たさない場合でも、当社が特典付与の対象とすることが適当と認めるときには、特典を付与する場合があります。

8. 特典内容

(1) 節電プログラム参加特典

イ) 6.(1)に該当するお客さまで参加表明を行った参加者は、電気料金から節電プログラ

ム参加特典として 2000 ポイント分(2000 円)の割引を行います。

- ロ) 上記イ)で割引のできない6.(1)の対象電気料金メニューの参加者の場合は株式会社クオカードが発行する QUO カード 2000 円分を 1 回のみ付与します。
- ハ) 6.(2)に該当するお客さまで参加表明を行った参加者は、GMO ペイメントゲートウェイ株式会社の送金サービスを利用し、節電プログラム参加特典として 200,000 円を指定銀行口座へお振込みを行います。

(2) 節電達成特典

- イ) 2023 年 2 月検針分の電気使用量が以下に定める基準値を下回った 6.(1)の対象者で参加表明を行ったお客さまの中から抽選で 20 名に、株式会社クオカードが発行する QUO カード 1000 円分を 1 回のみ付与します。
- ロ) 2023 年 2 月検針分の電気使用量が以下に定める基準値を下回った 6.(2)の対象者で参加表明を行ったお客さまの中から抽選で 5 法人に、10000 円分を GMO ペイメントゲートウェイ株式会社の送金サービスを利用し、指定銀行口座へお振込みを行います。
- ハ) 2023 年 1 月検針分と 2023 年 2 月検針分の電気料金に日割計算が適用される場合は、抽選の対象外となります。

(3) 〈基準値〉

お客さまごとに適用される電気メニューおよび契約電力量等に応じて別紙 1 第 1 条の基準値を適用します。

9. 特典付与時期等

(1) 節電プログラム参加特典

- イ) 8.(1)イ)に該当する場合は、参加表明を行った日の次月の請求日に電気料金から割引を行います。
- ロ) 8.(1)ロ)に該当する場合は、2023 年 1 月中旬頃を目途に、お申込み時に登録いただいた住所宛に送付させていただきます。なお、特典付与の周知については、付与をもってかえさせていただきます。
- ハ) 8.(1)ハ)に該当する場合は、GMO ペイメントゲートウェイ株式会社の送金サービスを利用し、節電プログラム参加特典を 2 月下旬に指定銀行口座へお振込みを行います。

(2) 節電プログラム達成特典

- イ) 8.(2)イ)の実施は、2023 年 3 月に抽選を行い、当選者にお申込み時に登録いただいた住所宛に送付させていただきます。なお、特典付与の周知については、付与をもってかえさせていただきます。
- ロ) 8.(2)ロ)の実施は、2023 年 3 月に抽選を行い、3 月下旬までに GMO ペイメントゲートウェイ株式会社の送金サービスを利用し、指定銀行口座へお振込みを行います。

10. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は本プログラムにより知りえた個人情報を、当社が定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱います。
- (2) 当社は、お客さまの個人情報(お客さま番号、供給地点特定番号、適用される電気料金メニュー、契約締結日、解約日または終了日、電気使用量、メールアドレス)について、本サービスを実施・運用するために、当社が代理店契約を締結している事業者へ提供することがあります。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が負うものとしします。
- (3) 需給契約に係る全ての個人情報(需給契約名義、住所、電話番号、契約番号、供給地点特定番号等)を経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の事務業務に必要な範囲で電気利用効率化促進対策事務局へ提供することがあります。

11. 注意事項

- (1) 節電プログラム参加特典の付与は、経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の補助金事業に基づき実施するものです。本事業を通じての特典付与は1回限りとなります。転居した場合や小売電気事業者等を変えた場合、複数の小売電気事業者等を通じて重複でお申し込みをされた場合は本補助事業の対象外となります。
- (2) 当社が特典の付与手続きを開始した時点で、本規約「5.適用条件等」に定める条件を満たさない場合や、その他経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の補助金交付対象外と判断された場合は、特典付与の対象外とさせていただきます。
- (3) 参加者の責に帰すべき事由によりメールや郵送の不着により特典が付与されなかった場合、再発行はいたしません。
- (4) 本プログラムの参加取消については原則受け付けません。
- (5) 本プログラムは予告なく変更または終了する場合があります。
- (6) 当社は、本プログラムに関連して、当社が賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとしします。

別紙 1

1,節電達成特典について

基準値はお客さまごとに適用される電気料金メニューおよび契約電力等に応じて、以下の通り決定されます。

(1) 前年同月の実績

電気需給約款に定める 2022 年 1 月検針日から 2022 年 2 月検針日の前日まで(2022 年 2 月検針分)の電力使用量とします。

(2) 前年同月に当社との電気需給契約がなかった場合の取扱い

電気需給約款に定める 2022 年 1 月検針日から 2022 年 2 月検針日の前日まで(2022 年 2 月検針分)の期間に当社と電気需給契約がなかった場合は、2023 年 12 月検針日から 2023 年 1 月検針日の前日まで(2023 年 1 月検針分)の電力使用量といたします。

※2023 年 1 月検針分の電気料金に日割計算が適用される場合は、抽選の対象外となります。